

鴨川

暑中お見舞い
申し上げます



弁護士 坂元和夫

●犯罪の嫌疑をうけて逮捕された被疑者は、警察署の留置場に入れられます。そして、三日以内に被疑者を裁判所へ連れていき、さらに身柄拘束の必要があると裁判官が判断すれば勾留されます。勾留の期間は最長二〇日間です。この期間内に検察官は、被疑者を起訴するか釈放するかを決めなければなりません。

●勾留の場所は、拘留所が原則です。拘留所は、正式には拘留監といひ監獄の一種で法務省の所管です。監獄法は、拘留所が職員であったり、遠隔地にあったりする場合に、警察の留置場を一時的に拘留場所として代用することを認めています。

これが「代用監獄」です。ところが、運用の実際をみると、被疑者のほとんど全部が警察の留置場に勾留されており、法律の原則と例外が逆転しています。

●何故このようなことが行われるかというと、それは勾留を利用して警察が被疑者から自白を得るのには、被疑者を警察に置いておいた方が便利だからで、裁判所もこれを容認しているからです。留置場に入れておけば、朝、昼、晩何時でも被疑者を取り調べることができ、「早く吐かないといつまでも入れておくぞ」と脅すこともできますし、親子丼を食べさせて自白させることもできるからでしょう。

う。このようにして得られた自白は、往々にして虚偽であり、冤罪の原因となっています。

●しかし、皆さんは、自分が無実であれば、拷問でもされないかぎり、いくら追及されても自分に不利なことが分かっていて虚偽の自白をする筈がないと思われませんか。以前ロッキード疑獄事件のときに、贈賄側の会社幹部が次々と自白することについて、ある検事が、「自分に被疑者の身柄を二〇日間貸してくれば、その人がどんなに潔白であっても、殺人であろうが、強盗であろうが、強姦であろうが、どんな自白でも注文どおりさせてみせる。それがプロというものだ」と豪語するのを新聞で読んで背筋が寒くなった記憶があります。密室に閉じ込められ、外界から完全に遮断されて、取り調べのプロから四六時中アメとムチ（オドシ役と

ナダメ役という役割分担もある）で追及されると、殆どの人は神経がはずたずたになってしまい、早かれ遅かれ取調官の言いなりになり、何でも自白してしまうと言われています。「いや、自分は、嘘の自白をすれば、どんなことになるか分かってから、大丈夫だ」と皆さんは反論されるかもしれませんが、ベテラン刑事の話によると、インテリほど自白させ易いそうです。

●国際社会をみると、世界の先進文明諸国のなかで、「代用監獄」のように裁判が始まるまで警察の施設に被疑者を入れておく制度を未だに温存している国は殆どないといわれています。国連総会で採択され日本も批准した国際人権B規約に「代用監獄」は違反するのにな、日本政府はこれを認めず、「日本の土壌論」を振り回したりして、「代用監獄」を恒久化しようとしていると内外の法律家から批

判されています。

●ところで、本稿のテーマをローマ字で書いたのは、実は、「代用監獄」は、国際社会においてそのまま英語として使われていることを知っていただくためです。日本語がそのまま英語になっている例としては、SUKI YAKIだとか GESHIA-GIRI, SAMURAI, HARAKIRI, HARAGEIや NEMAWASHIがあります。

要するに、日本独特の文化や風俗で、外国語に適切な訳語がないからでしょうが、このように外国語化した日本語を並べてみると、外国からみた日本のイメージが自ずと浮かびあがってくることに気がつきます。私は、すき焼や侍ならともかく、「代用監獄」が日本を代表する法文化として世界に紹介されることは、日本人の人權感覚が国際レベルから遠く隔たっていることを示すもので、国辱問題ではないかと思えます。

事務所の国際化



山崎 浩一

さて、今回はわが事務所
で起きているささやかな国
際化の動きをご紹介しますよ
う。

国際化といっても渉外業
務を扱うということではな
く、外国の方々と交流をす
る機会が増えたということ
です。

最初の機会は、オースト
リアの弁護士会の一行が
京都を訪問したときです。
この時は、丁度、坂元弁護
士が京都弁護士会の会長を
していたので、英語でスピー
チすることになりました。
しばらくは原稿作成におお
わらわ。さて、ホテルでの
レセプション。緊張の一瞬
ですが、先に挨拶された荒
巻知事（当時は副知事）の

す。

次に現在交流している方
を紹介します。

Marilyn Berger, 教授

近畿弁護士会連合会の国
際環境保護シンポジウムで
知り合ったアメリカの教授
（専門は民事訴訟法）で、
弁護士の資格ももっていま
す。英書購読に参加しても
らったり一緒に花見にいっ
たりして楽しくすごさせて
もらいました。今はシアト
ルに帰っていますが、時折
手紙をやりとりしています。

Paul Chernof, 判事

僕がボストンでお世話に
なった判事で、前号の「か
もがわ」で紹介しました。
大変に立派な方で、ボスト
ンマラソンで完走5回とい
う経験の持ち主です。

Hazen Moore, 弁護士

ニューヨークの法律事務
所勤務。専門は会社関係。

やはり「かもがわ」で紹介
しました。京都に住んでい
たこともあり、日本語は日
本人並みです。

Samuel Garman, 弁護士

イギリスのバリストアで
すが、文部省の奨学金で、
立命館大学で研究中です。
彼はパウエル氏とともに英
書購読会に参加してくれて
います。

Dernot Powell, 氏

アイルランドの学生です
が、文部省研究生として神
戸大学で法意識を研究中で
す。

Samantha Phillips, 弁護士

イギリスのソリシター。
日本とイギリスの司法制
度について意見を交換した
いと希望をもっており、
現在は両国の司法制度につ
いて手紙をやりとりしてい
ます。

**Attorney at Law か
Lawyer ぞ**

国際化は名刺にも現れま
す。今では名刺の裏に英語

で名前を印刷しています。
この時に議論があったのは
弁護士を英語でどう表示す
るかということでした。バー
ガー教授の説では、attorney
at law の方がlawyerと
り好ましいというものでし
た。lawyerだと、法律関
係者が皆含まれ、いわゆる
弁護士のみを差す言葉では
ないとのことでした。そこ
で、名刺をするときには
attorney at lawとしまし
た。

しかし、その後、アメリ
カの消費者活動で著名なラ
ルフネーダー弁護士の説で
は、人権活動等社会的な活
動もやる弁護士を差すのは
lawyerだということです。
この問題は実は弁護士のあ
り方にかかわるもので、当
事務所としても議論を重ね
ました。結論は、当事務所
で発行した本（本かもがわ
の末尾に紹介しています）
の裏に印刷されている言葉
を見てください。

英書購読

英語が後続者にやる気と自
信を与えるものだったため
か、坂元弁護士はスムーズ
にスピーチを終えることが
できました。
それ以後、やたらと英語
が口をついてでたのはこの
時得た自信のなせるわざで
しょうか。

英書購読

当事務所では、三年程前
から弁護士三人で英書の購
読会をしています。テキス
トは民主主義に関する論文
集です。大変な難解な本で
かの新井白石の苦勞が忍ば
れる思いがします。

ただ、民主主義の議論の
深さや多様性を知ることが
できるのはたのしいことで

学校教育のあり方を考える



尾藤 廣 喜

一本の電話から

水俣病支援する会の事務局を担当する内田さんに、今年一月、一本の電話がかかりました。

「小学校の教員をしています。五年生が社会科で公害の勉強をするのですが、水俣の事実をありのままに伝えたいのです。地元の図書館に思うような資料がありませんので、適切な資料があれば、送ってもらえないでしょうか。」

内田さんは、さっそくに水俣の経過をわかりやすく解説したスライドと京都で発行しているパンフレット「みなまた」をこの先生にお送りしました。

それから二ヶ月位たった

ころ、事務局にスライドが返送されましたが、お礼状とともに、先生から、勉強した子供たちの感想が同封されており、私も弁護団の一員として読ませてもらいました。

子供たちの素晴らしい勉強この小学校五年生の作文は、「初めての学習の感想」「学習途中の感想」「学習を終えての感想」の三つの部分にわかれています。

初めての学習の感想は、水俣病がどんな病気か、どこで起ったかなどを学ぶ前の感想です。

「どのへんのことだろう。わたしは、あんな病気になりたくない。なった人は、かわいそう。なんの病気だ

ろう。わたしは、水また病やイタイイタイ病だと思っただけど、看病する人もたいへんだらう。子どもがなったら、お母さんが看病するし、仕事ができなくて大変と思う。この病気はうつるのかな。不思議なことがたくさんある。M・N子」など、公害被害者への同情や病気に對する疑問、恐れなどが率直に語られています。

学習途中の感想では、水俣病の加害企業であるチッソに對する怒りや被害者へのつぐないのあり方について意見が述べられています。「わたしはちっそ会社がすぐきらいです。それは最後の辺におわびをし、みとめたといわりました。なぜ、もっとはじめからみとめなかったのか不思議です。たぶんちっそ会社の人たちは、自分のことしか考えていなかったと思います。自分のことというのは、自分

たちがもし有機水銀を流したといったら、たぶん、かん者の人たちから、何をしなさい、こうしなさいと言われたらこまるからだと思います。これ以上ふえないといいな。Y・U子」

びようしている人たちや、がんばって生きている人を見ると、なぜか、自分もがんばって生きようと思いましたが、S・K」

そして、学習を終えた感想には、次のような内容がまとめられています。「ぼくは一番最初は、チッソ会社ばかりにはらが立っていました。勉強するにつれて県や国にもはらが立ってきました。大勢のひとが亡くなっているのにそれを無視して、研究結果をしょぶんしようとしたりしていた国には、すぐはらが立ちました。国や県がもしあと一〇年早く、この水俣病患者を助けてあげたら、死者五百五十人、患者千八百人の人々は助かっていたかもしれないのです。(中略)ぼくは、もし身近な人がそんなことになったら、見るのがかわいそうではないかと思いません。でも、かん

重い問題。苦しい問題。そのようなものをとまずれば軽視したり、避けようとしたりする昨今の風潮のなかで、公害の問題を通して、本当の「学習」を生徒と先生の響きあいの中で実践したこの学校の教育。はじめは同情から、そして、公害への怒り、もっともって考える中で、何が公害の原因なのかを生徒自らで考えさせた実践。何よりも子供達の成長とやさしさに感激します。

校則問題や神戸高塚高校の女生徒死亡事件にみられるように、教える側と教えられる側の響きあいが欠落した暗いニュースの多い昨今、「教育は死なず」の思いを強くした涼風のようなニュースでした。

かもがわ講座

ハンドブック

「不動産取引100問」出版

本年七月、当事務所三人の弁護士協同執筆による「ハンドブック不動産取引100問」を出版しました。

この本は本来、宅建業者を対象にしていますが、不動産取引に係わり現実に問題となりうる事例を解説していただきますので、一般の方々にとっても参考にしていただけるのではないかと考えています。

不動産の売買は、宅建業者でなければ、通常、一生

に一度か二度のことです。価格は大変に高額な上、どのような権利関係が設定されているのかわかりづらいうような難点をもっています。

このような特殊性からか日本と異なり、欧米では不動産取引に弁護士が関与する例が多いそうで、イギリスのサマンサ弁護士の事務所は不動産の仲介業務をしているそうです。

不動産の売買に際しては権利関係をしっかり確認すること、信頼する仲介業者を頼むこと等が基本といえるでしょう。

ハンドブック 不動産取引100問

宅建業者のための法律相談Q&A

著者 坂元 和夫
共著者 尾藤 廣喜
監修 山崎 晋一
発行 法律文化社

不動産取引をめぐる トラブル予防・問題解決に!!

宅建業者が日常扱う不動産取引の典型100問を基にわかりやすく解説
法律文化社 / 定価2,472円 本192,400円

発行 法律文化社
定価 2,472円

・ご注文は当事務所まで